



釧路公共職業安定所 発表
令和7年1月31日（金）

担 釧路公共職業安定所
所 長 竹林 伸治
当 統括職業指導官 東 大介
電話 (0154) 41-1201 (45#)

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

(令和6年6月1日現在)

厚生労働省北海道労働局釧路公共職業安定所では、このほど、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

厚生労働省において全国の障害者の雇用状況を、北海道労働局において北海道分の雇用状況を発表したところですが、釧路公共職業安定所管内の令和6年6月1日現在における集計結果は以下のとおりです。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		釧路所	北海道	全 国	釧路所	北海道	全 国
民間企業	2.5%	3.38%	2.64%	2.41%	62.7%	49.5%	46.0%
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	2.54%	2.69%	2.85%	50.0%	61.3%	72.7%
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	2.7%	—	2.43%	—	50.0%	53.8%
独立行政法人等	2.8%	0.00%	2.59%	2.85%	0.0%	69.2%	76.4%

◎ 集計結果のポイント

【民間企業（40.0人以上規模の企業）】（法定雇用率 2.5%）

- 雇用障害者数は対前年を上回り、過去10年以内で最も高かった。
- 実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合が、北海道及び全国の数値を上回った。

【公的機関（法定雇用率 2.8%）】

- 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回った。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

集計企業数は166社で、前年より9.9%（15社）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は18,763.5人と、前年より1.5%（281.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は635.0人で、前年より1.0%（6.0人）増加した。

実雇用率は3.38%となり前年より0.02ポイント低下し、法定雇用率を0.88ポイント上回った。

法定雇用率達成企業の本数は104社で、前年より2.0%（2社）増加し、達成企業割合は62.7%と、前年より4.8ポイント低下した。

【企業規模別の状況】 ～4P資料編1(3)参照～

実雇用率は、40.0～100人未満規模の企業で4.22%と最も高く、すべての規模の区分で法定雇用率以上となった。

【産業別の状況】 ～4P資料編1(4)参照～

実雇用率は、製造業（3.67%）、運輸・通信業（3.19%）、サービス業（4.14%）で法定雇用率を大きく上回った。

Ⅲ 地方公共団体における在職状況

2.8%の法定雇用率が適用される機関については、雇用率の算定基礎となる対象職員数は4,117.5人と、前年より0.5%（19.5人）減少した。

雇用されている障害者の数は104.5人と、前年より12.4%（11.5人）増加した。このうち、身体障害者は87.0人、知的障害者は4.0人、精神障害者は13.5人であった。

実雇用率は、2.54%と前年より0.29ポイント上昇した。

法定雇用率達成機関の割合は、50.0%と前年同率となり、未達成機関は5機関であった。

Ⅳ 独立行政法人等における在職状況

今年度より1法人が報告対象となった。

内訳は対象労働者数45.5人、雇用障害者数0.0人、不足数1.0人であった。

《詳細表》

1 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷② ×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合	
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間労働 者	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間労働 者	E 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 特定短時間 労働者	F 計 A×2+B+C+(D+E) ×0.5				
釧路所 管内	6年	企業 166	人 18,763.5	人 84	人 111	人 278	人 150	人 6	人 635.0	% 3.38%	企業 104	% 62.7
	5年	151	18,482.0	87	125	259	142	—	629.0	3.40%	102	67.5
北海道	6年	企業 4,218	人 684,930.0	人 2,826	人 1,356	人 10,004	人 1,654	人 418	人 18,048.0	% 2.64%	企業 2,088	% 49.5
	5年	3,895	668,944.0	2,792	1,527	9,234	1,820	—	17,255.0	2.58%	2,069	53.1

注1) ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注2) 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

注3) A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

注4) 令和5年の法定雇用率は2.3%。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④精神障害者の数				
		A 重度身 体障害 者	B 重度身 体障害 者であ る短時 間労働 者	C 重度以 外の身 体障害 者	D 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間労働 者	E 重度身 体障害 者であ る特定 短時間 労働者	F 計 A×2+B +C+(D +E)×0.5	A 重度知 的障害 者	B 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C 重度以 外の知 的障害 者	D 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間労働 者	E 重度知 的障害 者であ る特定 短時間 労働者	F 計 A×2+B +C+(D +E)×0.5	C 精神障 害者	D 精神障 害者で ある短 時間労 働者	E 精神障 害者で ある特 定短時 間労働 者	F 計 C+D+E ×0.5	
釧路所 管内	6年	人 635.0	人 71	人 20	人 121	人 42	人 2	人 305.0	人 13	人 9	人 97	人 108	人 0	人 186.0	人 60	人 82	人 4	人 144.0
	5年	629.0	71	20	123	32	—	301.0	16	10	82	110	—	179.0	54	95	—	149.0
北海道	6年	18,048.0	2,593	412	3,787	595	184	9,774.5	233	82	3,934	1,059	38	5,030.5	2,283	862	196	3,243.0
	5年	17,255.0	2,537	419	3,677	644	—	9,492.0	255	98	3,576	1,176	—	4,772.0	1,981	1,010	—	2,991.0

注1) ①欄の「障害者の数」とは、②③④Fの計である。

注2) ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行っている。

注3) 法令上、②③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」並びに②③④E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③B欄及び④D欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

注4) ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のB欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

注5) 令和5年の法定雇用率は2.3%。

(3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合	
			A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る短時 間労働 者	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者で ある短 時間労 働者	E 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る特定 短時間 労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$				
40.0人～ 100人未満	6年	企業 121	人 7,674.0	人 26	人 88	人 120	人 126	人 2	人 324.0	% 4.22%	企業 81	% 66.9
	5年	101	6,846.0	25	101	103	119	-	313.5	4.58%	68	67.3
100人～ 300人未満	6年	35	6,089.0	32	5	97	6	0	169.0	2.78%	16	45.7
	5年	40	6,630.0	40	9	97	8	-	190.0	2.87%	27	67.5
300人以上	6年	10	5,000.5	26	18	61	18	4	142.0	2.84%	7	70.0
	5年	10	5,006.0	22	15	59	15	-	125.5	2.51%	7	70.0
計	6年	166	18,763.5	84	111	278	150	6	635.0	3.38%	104	62.7
	5年	151	18,482.0	87	125	259	142	-	629.0	3.40%	102	67.5

注) 項目については、1(1)の表の注釈とすべて同様。

(4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合	
			A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る短時 間労働 者	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者で ある短 時間労 働者	E 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る特定 短時間 労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$				
製造業 09～32	6年	企業 28	人 3,080.0	人 10	人 21	人 54	人 36	人 0	人 113.0	% 3.67%	企業 17	% 60.7
	5年	26	3,173.0	11	39	52	33	-	129.5	4.08%	17	65.4
運輸・通信業 37～49	6年	19	1,707.0	11	1	31	1	0	54.5	3.19%	11	57.9
	5年	18	1,649.5	14	0	31	2	-	60.0	3.64%	10	55.6
卸・小売・飲食業 50～61・76	6年	25	2,904.0	8	5	26	4	1	49.5	1.70%	12	48.0
	5年	20	2,821.0	12	2	23	4	-	51.0	1.81%	13	65.0
サービス業 75～96(76除く)	6年	70	9,334.5	50	82	147	109	5	386.0	4.14%	48	68.6
	5年	65	9,233.5	46	83	137	103	-	363.5	3.94%	50	76.9
その他	6年	24	1,738.0	5	2	20	0	0	32.0	1.84%	16	66.7
	5年	22	1,605.0	4	1	16	0	-	25.0	1.56%	12	54.5
計	6年	166	18,763.5	84	111	278	150	6	635.0	3.38%	104	62.7
	5年	151	18,482.0	87	125	259	142	-	629.0	3.40%	102	67.5

注) 項目については、1(1)の表の注釈とすべて同様。

2 地方公共団体における障害者の雇用状況【法定雇用率2.8%適用機関】

(各年6月1日現在)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 達成割合	
			A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B 重度身 体障害 者、重 度知 的障 害者 及び 精神 障害 者で ある 短 時 間 勤 務 職 員	C 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 及 び 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 勤 務 職 員	E 重 度 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で あ る 特 定 短 時 間 勤 務 職 員	F 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$				
釧路所 管内	6年	機関 10	人 4,117.5	人 26	人 2	人 50	人 0	人 1	人 104.5	% 2.54	機関 5	% 50.0
	5年	10	4,137.0	24	1	44	0	-	93.0	2.25	5	50.0
北海道	6年	222	80,469.5	550	74	955	62	8	2,164.0	2.69	136	61.3
	5年	222	79,739.0	545	59	868	55	-	2,044.5	2.56	157	70.7

注1) ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

注2) 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

注3) A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

注4) 法定雇用率2.8%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議事事務局、警察等）、市町村部局及び法定雇用率2.7%適用機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）を除く市町村の教育委員会等である。

注5) 令和5年の地方公共団体の法定雇用率は2.6%。

《民間企業における障害者雇用状況 過去10年間の推移》

(各年6月1日現在)

区分・項目	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
法定雇用率	2.5%	2.3%			2.2%			2.0%		
対象企業数	166	151	156	148	146	144	143	138	131	111
常用雇用労働者数	21,048.5	20,738.0	20,652.0	20,175.5	20,256.0	20,464.0	20,136.5	19,803.5	19,067.5	16,822.0
対象労働者数	18,763.5	18,482.0	18,373.0	17,952.5	17,986.0	18,159.0	17,880.5	17,543.5	16,848.5	14,596.0
障害者数	635.0	629.0	565.5	544.5	511.0	553.0	461.0	464.0	429.5	366.0
うち重度身体障害者	71(20)<1>	71(20)	70(19)	70(15)	63(17)	59(22)	55(12)	51(9)	56(11)	50(5)
うち重度以外身体障害者	121(21)	123(16)	121(18.5)	129(14)	134(14)	125(20)	127(20.5)	117(7)	111(7)	104(6)
うち重度知的障害者	13(9)	16(10)	17(10)	17(3)	18(3)	21(8)	17(4)	41(3)	39(2)	41(2)
うち重度以外知的障害者	97(54)	82(55)	86(44.5)	75(40)	72(36)	66(48)	60(29.5)	54(48.5)	40(35)	36(13)
うち精神障害者	60(82)<2>	54(95)	65(27.5)	73(21.5)	49(24)	80(24)	45(19)	27(14.5)	22(11.5)	15(3)
雇用率	3.38	3.40	3.08	3.03	2.84	3.05	2.58	2.64	2.55	2.51
達成企業数	104	102	93	94	87	80	85	79	68	62
未達成企業数	62	49	63	54	59	64	58	59	63	49
うち1人不足	46	38	49	36	43	42	38	41	44	33
雇用不足数	87.5	68.0	77.0	66.5	67.0	83.5	82.5	74.0	80.0	69.5
法定雇用率達成企業割合	62.7%	67.5%	59.6%	63.5%	59.6%	55.6%	59.4%	57.2%	51.9%	55.9%

注1) 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注2) 障害者数欄の（ ）は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である短時間労働者数を外数で計上している。また、< >は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である特定短時間労働者数を外数で計上している。

注3) 「重度身体障害者」及び「重度知的障害者」については、法令上1人を2人に相当するものとしており、「障害者数」を算出するにあたりダブルカウント（短時間労働者数は1カウント）を行っている。

注4) 「うち重度以外身体障害者」及び「うち重度以外知的障害者」欄の（ ）、並びに「うち重度身体障害者」及び「うち精神障害者」欄の< >については、法令上1人を0.5人に相当するものとしており、0.5カウントで算出し計上している。

注5) 「うち精神労働者」欄の（ ）については、以下のとおり算出し計上している。

- ・令和5年以降においては、1カウント
- ・平成30年～令和4年においては、次のいずれかに該当する者を除き、0.5カウント
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ・平成29年以前においては、0.5カウント

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- **一般の民間企業** …………… **2. 5%**
- **独立行政法人等** …………… **2. 8%**
- **国、地方公共団体** …………… **2. 8%**
- **都道府県等の教育委員会** …… **2. 7%**

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

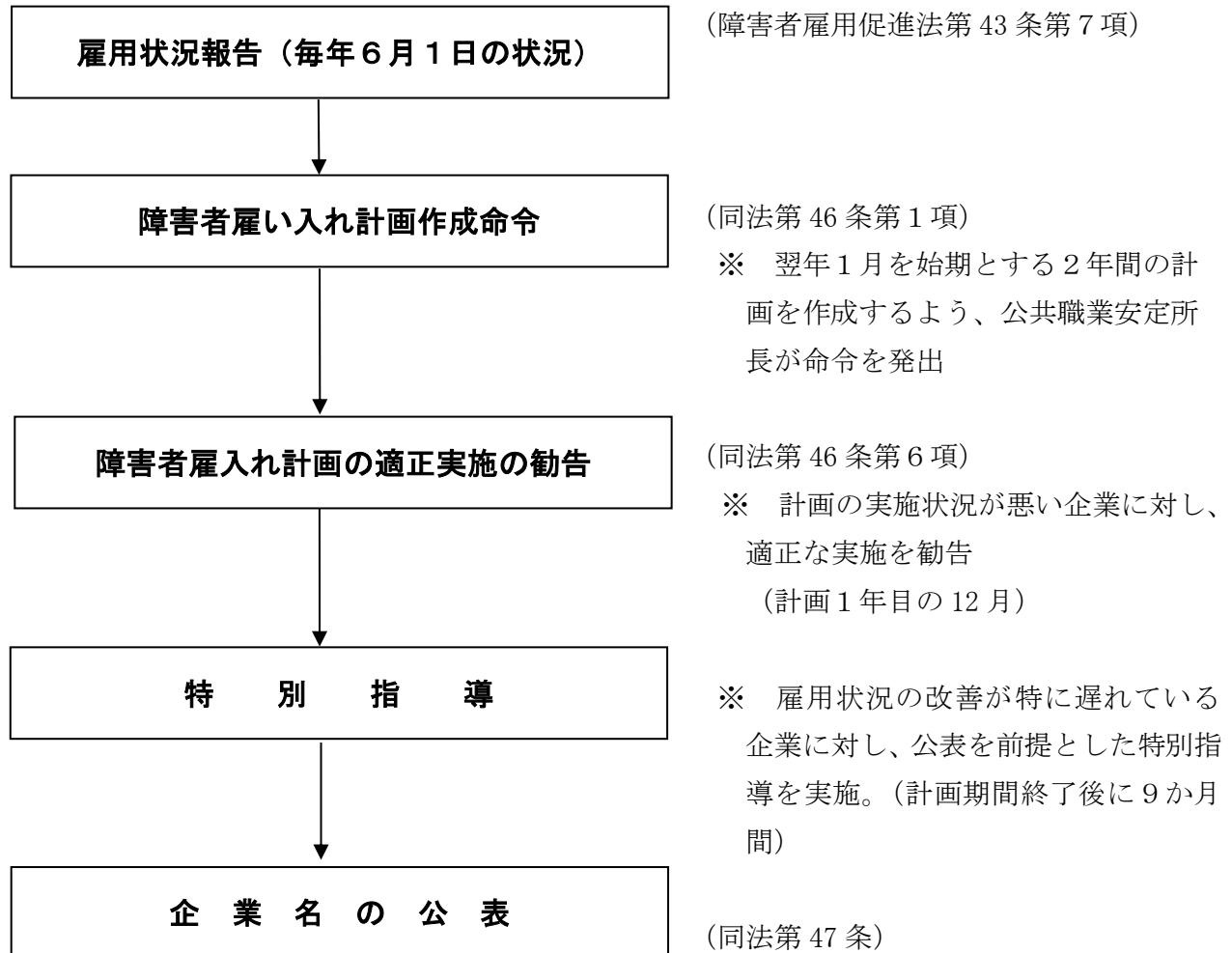
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和5年2.33%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数120人以上200人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、ハローワークにおいて雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

1 令和5年度の実績

* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 (計画始期令和6年1月) 219社 (うち、北海道 7社)

* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」(令和6年2月勧告) 63社 (うち、北海道 3社)

* 特別指導の実施 (令和5年4月～12月実施) 33社 (うち、北海道 5社)

2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (5年度) (計画始期令和4年1月、令和5年1月) 502社 (うち、北海道 27社)

3 企業名の公表実績 (全国値)

18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)
22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、
25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0社、
令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、令和4年度 5社 (うち3社は再公表)、
令和5年度 1社 (再公表)

事業主の
皆様へ

障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- 障害者雇用のイメージのための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- 労働条件や求人の記載方法についてのご案内・ご相談
- 受け入れの体制を整えるための情報提供

STEP 3 採用・雇い入れ～そして定着へ

- 雇い入れ後にご利用いただける各種助成金制度（裏面参照）
- 各種支援機関と連携した定着支援
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校
などと連携した支援や、ジョブコーチ支援）

さらに詳しいご案内は
こちらからご確認ください



裏面にも支援メニューがございます

○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

◇関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスが減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、岩見沢に設置しております。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。